

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：天童市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
- ・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（天童市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（天童市、事業者）
- ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（天童市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（天童市）
- ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（天童市）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（天童市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
- ・地域住民に対して市内公共交通に関するアンケートを実施し、分析を行う。（天童市）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の天童市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R6 年度末）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・ 天童市目標値（目標年度 R6 年度末）

県外 4,200 人、県内 2,800 人（直近年度の実績：県外 3,781 人、県内 2,467 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の天童市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R6 年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・ 天童市の目標値（目標年度 R6 年度末）

0.70 回／人（直近年度の実績 35,678 人、0.57 回／人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の天童市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R6 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 0 円）

- ・ 天童市目標値（目標年度 R6 年度末）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス：3,000,000 円（直近年度の実績 2,010,000 円、当初予算 3,239,000 円であるも、国の補助金の要件が緩和され、実績値に着地）

デマンド交通：28,000,000 円（直近年度の実績 21,900,000 円、利便性向上を目指す中で、運行の費用増加も考えられる）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標：デマンド）

北部線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：750 人以上（直近年度の実績 737 人）

長岡線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：300 人以上（直近年度の実績 285 人）

荒谷・干布線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：820 人以上（直近年度の実績 802 人）

成生・蔵増区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,020 人以上（直近年度の実績 2,005 人）

寺津区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,380 人以上（直近年度の実績 1,360 人）

津山区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：380 人以上（直近年度の実績 364 人）

山口・田麦野区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,900 人以上（直近年度の実績 3,896 人）

3 社合同運行のため、以下全体での

全体の収支率：97.00%以上（直近年度の実績 96.67%）

全系統への天童市負担額 21,900,000 円（直近年度の実績 21,900,000 円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、旧田麦野集落等の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、天童市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド全システムについて、その運行に係る費用総額 24,530,482 円のうち、天童市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、全システムへの上記天童市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する天童市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和 2 年度>

- ・ 令和 2 年 4 月 23 日（第 1 回）：協議会の設立、公開原則の議決 等
- ・ 令和 2 年 7 月 15 日（第 2 回）：地域公共交通計画策定に向けた議論
- ・ 令和 2 年 10 月 26 日（第 3 回）：地域公共交通計画骨子案の議論
- ・ 令和 3 年 1 月 28 日（第 4 回）：地域公共交通計画素案の議論
- ・ 令和 3 年 3 月 23 日（第 5 回）：地域公共交通計画案の議論

<令和 3 年度>

- ・ 令和 3 年 6 月 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

- 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）
 - <令和2年度>
 - 山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会
 - ・ 令和2年10月19日（第1回）：地域公共交通計画策定に向けた地域課題の整理
 - ・ 令和3年1月18日（第2回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理
- 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
 - ・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により天童市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住所）山形県天童市老野森1-1-1

（所属）生活環境課

（氏名）中村 俊晶

（電話）023-654-1111

（e-mail）seikatsu@city.tendo.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(1) 北部線	東久 野本 北	北久野 本	天童 市役 所前	往 24.2km 復 24.2km	241日	577回		路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	②
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(2) 長岡線	福祉 セン ター前	長岡	わくわ くラン ド	往 23.2km 復 23.2km	241日	241回		路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	②
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(3) 荒谷・干布線	天童 市役 所前	干布・ 荒谷	わくわ くラン ド	往 30.0km 復 30.0km	241日	482回		路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	②
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(4) 成生・蔵増区域		成生・ 蔵増地 区		往 km 復 km	241日	916回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	②
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(5) 寺津・高揃区域		寺津・ 高揃地 区		往 km 復 km	241日	675回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	②

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(6) 津山・天童原区域		津山・ 天童原 地区		往 km 復 km	241日	241回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	②
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(7) 山口・田麦野区域		山口・ 田麦野 地区		往 km 復 km	241日	1398回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	②
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(1) 北部線	東久 野本 北	北久野 本	天童 市役 所前	往 24.2km 復 24.2km	240日	577回		路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(2) 長岡線	福祉 セン ター前	長岡	わくわ くラン ド	往 23.2km 復 23.2km	240日	241回		路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(3) 荒谷・干布線	天童 市役 所前	干布・ 荒谷	わくわ くラン ド	往 30.0km 復 30.0km	240日	482回		路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(4) 成生・蔵増区域		成生・ 蔵増地 区		往 km 復 km	240日	916回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(5) 寺津・高揣区域		寺津・ 高揣地 区		往 km 復 km	240日	675回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(6) 津山・天童原区域		津山・ 天童原 地区		往 km 復 km	240日	241回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(7) 山口・田麦野区域		山口・ 田麦野 地区		往 km 復 km	240日	1398回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(1) 北部線	東久野本北	北久野本	天童市役所前	往 24.2km 復 24.2km	239日	577回		路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(2) 長岡線	福祉センター前	長岡	わくわくランド	往 23.2km 復 23.2km	239日	241回		路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(3) 荒谷・干布線	天童市役所前	干布・荒谷	わくわくランド	往 30.0km 復 30.0km	239日	482回		路線不定期運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(4) 成生・蔵増区域		成生・蔵増地区		往 km 復 km	239日	916回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(5) 寺津・高揣区域		寺津・高揣地区		往 km 復 km	239日	675回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線系統天童寒河江線と接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(6) 津山・天童原区域		津山・ 天童原 地区		往 km 復 km	239日	241回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(7) 山口・田麦野区域		山口・ 田麦野 地区		往 km 復 km	239日	1398回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(1) 北部線	東久 野本 北	北久野 本	天童 市役 所前	往 24.2km 復 24.2km	239日	577回		路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(2) 長岡線	福祉 セン ター前	長岡	わくわ くラン ド	往 23.2km 復 23.2km	239日	241回		路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(3) 荒谷・干布線	天童 市役 所前	干布・ 荒谷	わくわ くラン ド	往 30.0km 復 30.0km	239日	482回		路線不定 期運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(4) 成生・蔵増区域		成生・ 蔵増地 区		往 km 復 km	239日	916回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(5) 寺津・高掬区域		寺津・ 高掬地 区		往 km 復 km	239日	675回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天童市	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(6) 津山・天童原区域		津山・ 天童原 地区		往 km 復 km	239日	241回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
	天童タクシー(株) 山寺観光タクシー(株) 山交ハイヤー(株)	(7) 山口・田麦野区域		山口・ 田麦野 地区		往 km 復 km	239日	1398回		区域運行	①	天童駅で地域間幹線 系統天童寒河江線と 接続	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

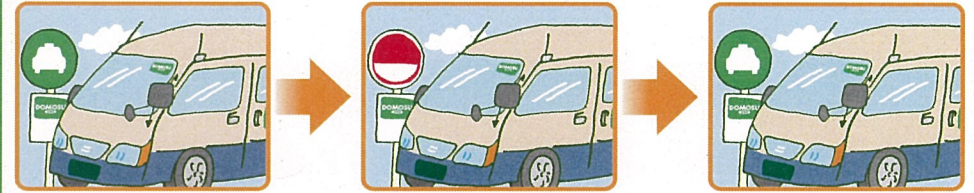
(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

天童市 予約制乗合タクシー

DOMOSU [ドモス]

路線乗合型 停留所⇔停留所



3路線運行 ①北部線 ②長岡線 ③荒谷・干布線

区域乗合型 自宅⇔目的地



指定区域内の自宅と市内指定目的地間を運行 ※対象住所は、別面をご確認ください。

天童市 予約制乗合タクシー DOMOSU (ドモス) ご利用方法について

■利用対象

事前に会員登録を行っている方 (すでに会員登録されている方は、改めて登録する必要はありません)

■登録方法

別紙、登録申請書に必要事項を記入し、運転免許証、健康保険証等の身分証明書または障がい者手帳を持参のうえ、天童市乗合タクシー総合センター (天童市東本町3-2-18：土曜日は休所日)、または天童市役所 (市民部生活環境課)、各市立公民館に提出してください。

■運行日

月曜日～金曜日
※土曜日、日曜日、祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日は運休

■予約受付時間

9:00～18:00 (土曜日は休所日)
※利用日の1週間前から前日までの間に予約してください。ただし、路線乗合型10:00以降の便は、当日の1時間前まで予約が可能です。

※Eメール、FAXでの予約は、前日の17:00まで送信してください。天童市乗合タクシー総合センターからの返信をもって予約完了となります。予約方法の詳細については、天童市乗合タクシー総合センターにお問い合わせください。

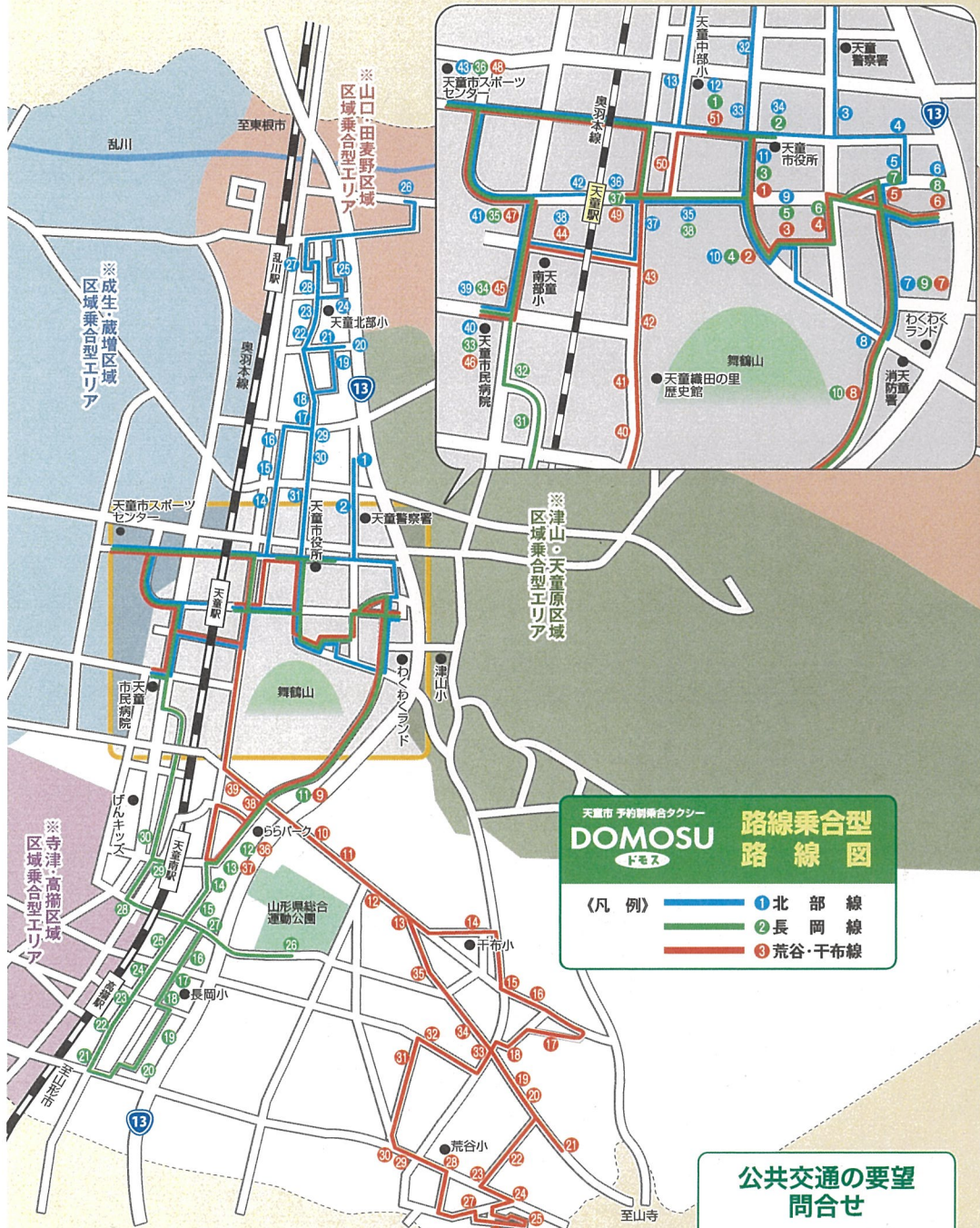
■運行車両

タクシーまたはジャンボタクシー
※車体のDOMOSUステッカーが目印です。

■運行内容は、路線乗合型と区域乗合型で異なりますので、別面をご確認ください。

ご不明な点等ございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

問合せ 予約 ☎652-0755 天童市乗合タクシー総合センター
受付時間 / 9:00～18:00 (土曜日は休所日)
FAX 652-0756 Eメール domosu@amail.plala.or.jp



天童市 予約制乗合タクシー
DOMOSU
ドモス

**路線乗合型
路線図**

〈凡例〉

- ① 北部線
- ② 長岡線
- ③ 荒谷・干布線

**公共交通の要望
問合せ**

☎654-1111 内線272
天童市市民部生活環境課

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	天童市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	24,511
交通不便地域等	142

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
142	旧田麦野村	山村振興法第7条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

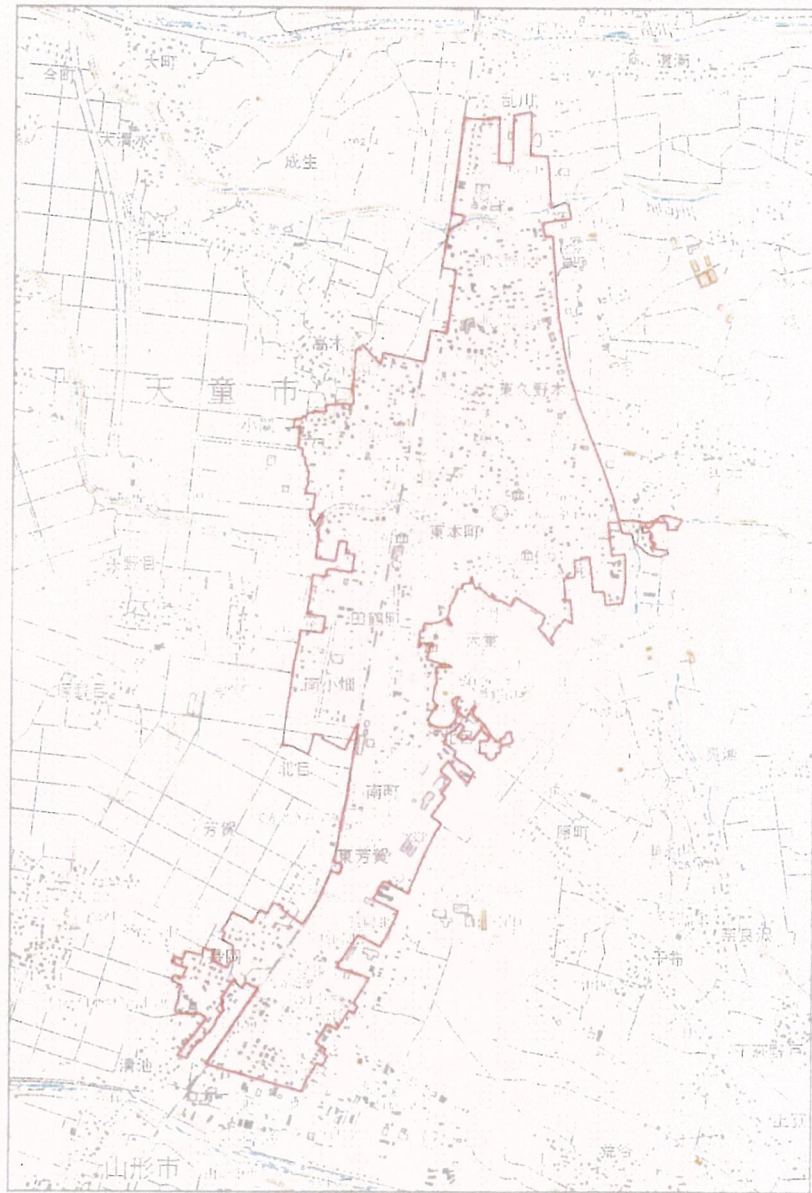
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

06-6



Google 田麦野



田麦野

〒994-0104 山形県天童市

- ルート・乗換
- 保存
- 付近を検索
- スマートフォンに送信
- 共有

概要